

令和 7 年 6 月 3 日

保護者 様

玉野市立築港小学校
校長 谷 あゆみ

災害事故防止のための臨時休校の扱い等について

臨時休校の取り扱いについて、事故防止のため、下記のとおり対応をお願いいたします。

記

1 臨時休校となる要件等

判断する時刻	午前 6 時（登校するまでの間に発令されても休校）
休校となる要件	○玉野市に次の 警報 が出た場合 「暴風警報」「大雨警報」「大雪警報」「特別警報」等 ○学区が次の 警戒レベル 3 以上 になった場合 「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」のいずれか

2 お願い（留意事項等）

- （1）上記の要件に該当する場合は、「臨時休校」となります。学校からは連絡できない場合もありますので、報道機関（気象庁のウェブページ又は NHK・山陽放送（RSK）のテレビ放送等）をご確認ください。
- （2）上記の要件に該当しない場合は、原則として休校にはなりません。ただし、児童の登下校に危険が予想される時は、学校独自で休校または早退の措置をとる場合があります。その際は、「tetoru」で連絡します。
- （3）「tetoru」等の連絡がない場合でも児童の登下校に危険が予想される時は、保護者の判断で登校を見合わせる等状況に応じた対応をお願いいたします。
- （4）登校後に上記警報等が発令された場合、繰り上げ下校をすることがあります。また、その場合は、原則放課後児童クラブも閉所になります。「tetoru」で連絡いたしますが、ご家庭での受け入れ体制や連絡体制について、十分な配慮をお願いいたします。
- （5）休校になった場合は自宅学習とし、危険防止のため子どもを屋外に出さないようご注意ください。
- （6）早期に市内の警報等の発令状況を把握するため、「玉野市防災メールマガジン」への登録をお勧めします。詳しくは玉野市 HP をご覧ください。

登録メールアドレス：mail.tamano-city@raidan.ktaiwork.jp
(空メールを送信してください。)